

小平市立学校給食センター
食物資源推進化業務委託仕様書

(目的)

第1 小平市（以下、「甲」という。）が指定する、小平市立学校給食センターから排出される、調理用残渣、食べ残しの生ごみ等を衛生的、効率的に受託者（以下、「乙」という。）が一次処理を行い、処理副産物を再資源化するため二次処理業者へ搬出（運搬）することを目的とする。また、排出された生ごみを再資源化することにより、循環型社会に寄与する。

(定義)

第2 この仕様書において「一次処理」とは、生ごみ等を生ごみ処理機等で乾燥等を行い、処理された副産物が再資源化物として二次処理できる状態にすることをいう。

(排出場所)

第3 生ごみ等の排出場所は次のとおりとする。
小平市立学校給食センター:小平市小川東町5丁目17-10

(実施期間)

第4 生ごみ等の排出期間は次のうち、給食実施日数とする。
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(生ごみ等回収日数)

第5 平成30年度の給食実施日数 193日（予定）

(生ごみ等回収日)

第6 上記第3の排出場所で、第4の実施期間内のうち甲が指示した日に1回ごととする。（土曜日・日曜日・祝日・春休み・夏休み・冬休み等、給食未実施の日を除く）

(生ごみ等回収時間)

第7 甲が指示する、15時30分から16時30分の回収時間帯とする。

(生ごみ等回収数量)

第8 年間予定数量 100,360 kg
(日量 520 kg × 193 日 = 100,360 kg)
(食残し 260 kg + 野菜くず 260 kg = 520 kg)

(委託内容)

第9 一次処理する生ごみ等は、小平市立学校給食センターから調理下処理時に発生する調理用残渣、生ごみと、各学校から甲が収集した食べ残しの生ごみ等とする。なお、業務の履行に当たっては次の各項を遵守すること。

- 1 乙は、回収する日の分の容器を、前日までに所定の保管場所へ配置すること。
※配置する容器は、中及び外回りを洗浄した清潔な容器を使用すること。
- 2 生ごみを入れる容器については、堅牢なポリバケツ（約100ℓ）で蓋付きの容器を使用すること。容器は二段重ね可能なものとする。
- 3 回収量は、甲の職員立会いのもと、回収時に計量し報告すること。
- 4 回収に当たっては、清潔・丁寧・确实・安全に作業すること。
- 5 生ごみの中に、一次処理の原材料以外のものが混入されていた場合は、乙にて廃棄処理を行うこと。
- 6 一次処理した副産物については、甲が指定する二次処理業者に学期に1回以上持ち込むこと。

(収集搬送の方法)

第10 乙は、回収した生ごみを小平市立学校給食センターから堆肥化（一次処理）施設へ搬入するまで、及び二次処理業者に搬入する際の通過経路で、住民への公害防止には十分配慮し、積載した生ごみの落下、飛散、水分の散布等を防止すること。

(委託料)

第11 甲が乙に支払う委託料は、一次処理の経費及び収集運搬にかかる金額から、生ごみ一次処理物の買取り費を差引いた額とする。

(機器・機材等の自己負担)

第12 乙が業務を履行するに当たり、収集車両及び収集容器等の器具・機材及び燃料等の諸経費は一切乙の負担とする。

(事故報告)

第13 乙の業務履行中に事故が発生した場合、乙は速やかに甲に事故の内容を報告し、かつ書面で提出しなければならない。

(業務完了報告)

第14 乙は、当月の生ごみ等の収集量と一次処理物の搬入量を集計した「業務完了報告書」を、翌月10日までに甲に提出し報告すること。

(その他)

- 第15 乙は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第11条第1項」の登録又は同等の許可を受けた事業者であること。
- 2 この本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定め、実施するものとする。

環境により良い自動車利用に関する特記仕様書

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を、市職員が求めた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

特記仕様書

本業務委託（単価契約）における消費税の取扱い

- 1 契約単価には、消費税を含まないものとする。
- 2 支払額は、契約単価に確定数量を乗じて得た額に業務時の（消費税及び地方消費税分）を加算した額とする。
- 3 支払額は、円未満の端数は切捨てとする。

暴力団排除に関する特約条項

（暴力団排除に係る契約解除）

第1条 甲は、乙が小平市契約からの暴力団排除措置要綱（以下、「要綱」という）第3条第1項各号に掲げる者のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、甲に帰属する。

3 契約保証金の納付がなく、又はその金額が契約金額の10分の1に充たないときは、乙は、契約金額の10分の1相当額又は不足額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、検査に合格した指定部分及び検査に合格した既済部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

4 第1項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は一切賠償の責を負わない。

5 要綱第3条第1項各号に該当する疑義が乙に生じた場合は、甲は監視庁と該当の可否に関する情報の交換を行うことができる。

6 前各項に定めるもののほか契約解除に伴う措置等については、契約書の関係規定を準用するものとする。

（下請負等の禁止）

第2条 乙は、この契約の履行に当たり、要綱第5条に掲げる入札参加排除者等（以下「入札参加排除者等」という。）にこの契約の一部を下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ）をさせ、若しくは委託を行ってはならない。また、乙はこの契約の下請負もしくは受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）が契約履行期間中に入札参加排除措置を受けた場合は、速やかに当該契約の解除をしなければならない。

2 乙が、入札参加排除者等のうち、要綱第1号から4号に該当する者をこの契約の下請負人等としていた場合は、甲は乙に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めることができる。

3 前2項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

4 甲は、第2項にする契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、甲が発注する契約から排除する措置を講ずることができる。

（不当要求に関する通報報告）

第3条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から履行妨害等の不当要求を受けた場合（下請負人等が暴力団から不当要求を受けた場合を含む。以下同じ。）は、毅然として拒否し、遅滞なく甲への報告及び所轄警察署への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

2 前項の場合において、通報報告に当たっては、書面にて甲及び所管警察署にそれぞれ提出するものとする。

3 乙は、下請負人等が不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、遅滞なく乙に対して報告するよう当該下請負人等に指導しなければならない。また、下請負人等から報告を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

4 甲は、乙が不当要求を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく通報報告を怠ったと認められるときは、甲が発注する契約から排除する措置を講ずることができる。